

札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業の代理受領に係る 事業者の登録等に関する要領

令和元年（2019年）7月22日
保健福祉局障がい保健福祉部長決裁
最終改正 令和3年4月1日

（目的）

第1条 この要領は、札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第9条に定める代理受領を行う事業者の登録を行うに当たり、良質な事業者を選定することを目的とする。

（登録申請）

第2条 登録は事業所ごとに行うこととし、事業所の登録を希望する事業者は、代理受領の開始を希望する日から起算して30日前までに次の各号の書類を添えて市長に申請をするものとする。

- (1) 札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業代理受領事業所登録申請書（様式1）
 - (2) 登記事項証明書、事業者が行っている業の内容を証明する書類
 - (3) 事業経歴書（様式2）
 - (4) 当該年度又は前年度の法人市民税（個人事業主にあつては市町村民税）の納税証明書
 - (5) 財務諸表
 - (6) 管理責任者及び相談員の履歴書（様式3）
 - (7) 取扱いを希望する用品の見積書及びカタログ等
 - (8) サービスの実施方法を定めた規程
 - (9) その他、市長が必要と認めた書類
- 2 前項各号（第1号を除く。）の書類は、用品の追加の場合をはじめ、市長が認めたときは添付を省略することができる。

（登録基準）

第3条 事業者は、職員の配置、サービスの実施体制等につき、原則として次の各号に掲げる基準のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 事業所（複数の事業所を有する場合は、事業所ごと）にサービスの実施に当たって札幌市又は障がい者等の求めに応じ、適切に相談に応じられる常勤の管理責任者（以下「管理責任者」という。）を配置していること。
- (2) 管理責任者が不在の場合にも、札幌市又は障がい者等の求めに応じ、適切に相談に応じられる常勤の者（以下「相談員」という。）を少なくとも1名以上配置していること。
- (3) サービスの実施方法として、次に掲げる規程を定めており、かつ、それらが適切であること。

- ア 用品の説明方法
- イ 用品の使用上の助言及び納品の方法
- ウ 利用者負担金の徴収の方法
- エ 実施したサービスの報告及び記録の保管の方法
- オ 使用状況の確認及び故障時等の対応の方法
- カ 苦情処理の方法

(4) 物品の納品に関する契約において、債務不履行又は契約義務違反の事実がないこと。

(5) 過去に法人市民税（個人事業主にあつては市町村民税）を滞納した事実がないこと。

(6) 刑事事件における前科がないこと。

（登録）

第4条 市長は、第2条の申請を受けた場合、前条に定める基準に該当しているかを審査し、当該審査結果等に基づき登録の適否を決定する。

2 市長は、前項の審査の結果、事業者が前条に定める基準を満たし、事業所を登録することが適当であると認められる場合は登録を行い、事業者に登録通知書（様式5）を交付する。また、審査の結果、登録を行うことが適当ではないと認められる場合は、その理由を示して、事業者に通知しなければならない。

3 前項の規定により市長が事業所を登録する場合の有効期間は、双方から特段の意思表示がない限り、登録する旨を市長が決定した日から当該決定日の後の4回目の3月末日までとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

（更新）

第5条 有効期間満了後も引続き事業所の登録を受けることを希望する事業者は、有効期間満了の45日前までに第2条第1項各号に規定する書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 前項の申請に対する手続については、第3条及び前条各項の規定を準用する。ただし、有効期間の初日については、当該決定日直後の4月初日とする。

3 第1項に定める申請を有効期間満了の45日前までに行わなかった事業者は、有効期間の満了日をもって、登録を取り消すものとする。

（届出事項）

第6条 第4条第2項の規定により事業所の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、次の各号に該当するに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に、市長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合はその限りではない。

(1) 事業者の名称（商号又は氏名）を変更したとき。

- (2) 事業所の名称、所在地又は連絡先を変更したとき。
 - (3) 事業者又は事業所の代表者を変更したとき。
 - (4) 管理責任者又は相談員を変更したとき。
 - (5) サービスの実施方法を定めた規程を変更したとき。
 - (6) 使用する印鑑を変更したとき。
 - (7) 事業所を廃止又は登録を受けていた種目の取扱いを中止したとき。
- 2 前項の届出において、第1号から第6号に該当するときは変更届(様式6)を、第7号に該当するときは辞退届(様式7)を用いることとする。

(登録を受けた事業所に係る情報提供)

第7条 市長は第4条の規定により登録を受けた事業所(以下「登録事業所」という。)に係る情報のうち、次の各号に掲げるものを必要に応じて障がい者等に提供するものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業開始年月日
- (3) 取り扱う用品の種目
- (4) その他市長が必要と認める事項

(代理受領)

第8条 登録事業所の代表者は、障がい者等の求めに応じ、要綱第9条に定める代理受領の規定に基づき、助成金の請求及び受領を障がい者等に代わって行うことができるものとする。

- 2 登録事業所の代表者は、障がい者等に代わって助成金の請求及び受領を行う場合は、障がい者等から助成金の請求及び受領に関する委任を受けなければならない。

(注意義務)

第9条 登録事業者は、札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業の適正な実施を確保する観点から、用品の販売を行うにあたり、次のことに留意しなければならない。

- (1) 助成事業に関して市長から指示があった場合、それに従うこと。
- (2) 用品を展示する空間を備える等、障がい者等が自己の障がい特性及び心身状態に適合している用品であるかを判断する情報を提供できる体制を整備すること。
- (3) 障がい者等に対しては、懇切丁寧かつ正確迅速な対応をするように心がけ、誇張等により障がい者等に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えることのないようにすること。
- (4) 障がい者等からの苦情に対し迅速かつ円滑な解決を図るよう努めること。
- (5) 障がい者等に対するサービスの提供により、委託事業者の責に帰すべき

事故が発生した場合は、障がい者等に対しての損害賠償を速やかに行うこと。

- (6) 用品の配送にあたっては、組み立て、設置及び取扱い説明等を遺漏なく行い、納品後すぐに障がい者等が使用可能となるようなセッティングに努めること。
- (7) 個別の助成決定内容を実施できない事情が生じたときは、すみやかに札幌市に報告し、その指示に従うこと。
- (8) 業務の履行にあたっては、関係法令、札幌市契約規則及び助成事業に関する要綱等を誠実に遵守すること。

(登録の取消し)

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録事業者に係る登録を取り消すことができる。

- (1) 第 3 条に定める基準に該当しなくなった場合
- (2) 第 6 条に定める届出事項の届出を怠った場合
- (3) 第 9 条に定める注意義務に違反する場合
- (4) 登録事業者としての適格性を欠くに至った場合
- (5) 助成金の請求に関し不正があった場合

(委任)

第 11 条 この要領の施行に関し必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和元年 7 月 22 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。